

公益社団法人日本工芸会東海支部
会員各位

公益社団法人 日本工芸会 東海支部
幹事長 名倉 鳳山

時下ますますご清祥のことと拝察いたしております。当支部本年度の事業として、総会資料に記載いたしました、支部展の経費も削減努力はしておりますが、会員の減少に伴う会費の減少、支部展の出品者減少で出品料の収入減で、支部会計の逼迫状況が続いております。

昨今の厳しい経済状況のもと自助努力をするとともに、一層の財政基盤の充実・強化を図る努力が欠かせない状況が続いております。

このサポート会員は、個人の方を対象とした制度です。会員各位のご理解とお力添えを頂き下記要綱をご覧いただきサポート会員の勧誘を再度お願い致したくご案内申し上げます。

※ 本年度の「サポート会員」募集期間は、7月末日までと致します。
同封の入会申込書は、事務局へ送付して下さい。

公益社団法人日本工芸会「サポート会員」再募集要項

1. 募集対象 日本工芸会の活動の趣旨にご賛同いただける個人の方
2. 会費（寄附金） 一口 10,000 円 ※一口以上でのお申込みをお願いいたします
3. 会員期間 毎年9月1日～翌年8月31日（1年間）
4. 寄附金の使途

日本工芸会の公益目的事業（展覧会事業、伝承者養成、調査研究 等）

5. 会員特典

- 「日本伝統工芸展」「東海伝統工芸展」図録の贈呈
- 日本工芸会・同東海支部会報の贈呈
- 東海伝統工芸展 50周年記念誌の贈呈
- 日本工芸会・同東海支部が主催する展覧会のご案内
- その他当該支部等が企画する表彰式・懇親会（有料にて）等のご案内

6. お申込み方法

日本工芸会の各支部からお配りする「サポート会員申込書」にご記入の上、下記事務局までお送りください。確認後、会費の請求書をお送りいたします。ご入金を確認後、会費（寄附金）領収書と会員証を発送いたします。事務処理の都合上、ご入金から発送まで約1ヶ月程度お時間をいただきますので、ご了承ください。

7. お申込み・お問い合わせ先

公益社団法人日本工芸会東海支部 事務局

〒489-0022 愛知県 瀬戸市 赤津町 78

TEL/FAX 0561-85-5335 ※受付時間＝午前10時～午後5時まで、土、日、祝日は休業

〔 「サポート会員」会費（寄附金）の税法上の取扱い 〕

公益社団法人日本工芸会は、税法上の優遇措置の対象となる「特定公益増進法人」となっており、個人の方が寄附を行った場合には、一定額を所得税の課税所得から控除することができます。確定申告期間に、当会が発行した「領収書」を添えて、税務署にご提出ください。

この「寄附金控除」については、平成 22 年度（2010 年）税制改正において、適用下限額が 5,000 円から 2,000 円に引き下げられ、これにより、「特定公益増進法人」等に対する寄附金の額が年間合計で 2,000 円を超えれば減税の対象となりました。

さらに平成 19 年度（2007 年）税制改正においては、所得の 30%までとされていた控除の上限が、所得の 40%までに引き上げられました。これにより、「寄附金（総所得の 40%を限度）－2,000 円」を所得から控除することができます。

〔 注意事項 〕

- ・一度納められた会費の返還はいたしません。
- ・会員証は記名本人に限り有効です。ご本人以外に譲渡・貸与することはできません。

〔 個人情報の取扱いについて 〕

- ・お申込みの際にいただいたお客様の個人情報は、会員証および当会からのお知らせなどご案内の送付、会員の動向分析などを利用目的とし、公益社団法人日本工芸会にて適切に管理させていただきます。お客様の個人情報をお客様の同意なしに業務委託先以外の第三者に開示・提供することはありません。（法令などにより開示を求められた場合を除きます）